

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

第1 目的

この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、鯖江市が行う競争入札について、制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において制限付き一般競争入札（事後審査型）（以下「一般入札（事後型）」という。）とは、各種の条件を付して入札参加者を募る入札のうち、入札参加者における事務の負担軽減、発注者における入札参加資確認事務の効率化および入札に係る透明性の向上、公正な競争の促進を図るため、開札後に入札者を順位付け、落札候補者とし、入札参加資格を確認し、資格に適合する者を落札者として決定する方法により行う入札をいう。

第3 対象工事

対象工事は、次の各号に掲げる業種で設計金額（消費税額および地方消費税額を含めた額）1億5,000万円未満の工事とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 鋼構造物工事
- (7) 造園工事
- (8) その他市長が必要と認めた業種（工事）

第4 発注基準

発注基準は、一般入札（事後型）に係る発注基準表（別表1）に基づき、業種および等級別等により定めるものとする。ただし、該当業種の等級の業者が僅少な場合は、指名委員会の議を経て上位等級または下位等級の業者を選定することができるものとする。

第5 入札公告

入札公告は、鯖江市財務規則第98条に基づき、市庁舎における掲示および鯖江市ホームページ上に掲載等の方法にて行うものとする。

第6 入札参加資格要件

入札参加資格要件は、次の各号に掲げるものとする。なお、発注する工事の内容により入札参加条件を別に定める。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者および現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。
- (3) 鯖江市工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象業種の指定等級に登録されている者であること。

- (4) 鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

第7 設計図書等の閲覧

設計図書等の閲覧期間および閲覧場所を公告する。

第8 質問の受付、回答等

- (1) 設計図書等に対する質問書の受付期間、受付場所および提出方法を公告する。
- (2) 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、閲覧期間および閲覧場所を公告する。

第9 工事費内訳書の提出等

- (1) 工事費内訳書の提出を求める工事については、第1回の入札に際し提出を求めることとし、その旨を公告する。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載することとし、その旨を公告する。
- (3) 工事費内訳書は、確認の後、鯖江市において保管することとし、その旨を公告する。
- (4) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるもので、入札および契約上の権利義務を生じるものではないことを公告する。

第10 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに工事入札心得、その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者または入札時点および開札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とすることとし、その旨を公告する。

第11 開札

入札執行者は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格以下（最低制限価格を設定した場合は制限の範囲内）の価格の入札者のうち、最低の価格で入札した入札参加者（以下「落札候補者」という。）の業者名を宣言し、および公表して入札を保留し、落札候補者について、資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、別紙1により通知する。

第12 入札参加資格確認書類の提出

- 1 入札執行者は、第11の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求める旨を別紙2により通知する（第2項ただし書の規定により、予め提出させている場合を除く。）。
- 2 前項の入札参加資格確認書類の提出を指示された落札候補者は、提出指示を受けた日から起算して、原則として2日以内（休日を除く。）に当該書類を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合および入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。
- 3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に第1項に規定する入札参加資格確認書類

を提出しないとき、または落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

第13 入札参加資格の確認

- 1 入札執行者は、入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格確認書類を確認し、入札参加資格要件に適合する者（以下「適格者」という。）が確認できるまでこれを行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、適格者以外に適格者と同一順位の落札候補者がいる場合には、これらの者すべてについて入札参加資格確認書類を確認し、適格者の確認を行う。
- 3 前2項の確認は、入札書および第12第1項の規定により提出された入札参加資格確認書類により行うものとする。この場合、入札執行者は、入札参加資格の有無の確認に併せて、配置技術者の確認を行うものとする。

第14 落札決定または入札参加資格不適格の決定

- 1 入札執行者は、落札候補者が適格者であることを確認した場合は、当該適格者を落札者として決定し、速やかに落札決定を通知（別紙3）するものとする。
- 2 前項の場合において、適格者が複数ある場合には、くじ（電子入札の場合は電子くじ）により落札者を決定する。
- 3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合には、当該落札候補者に対して、理由を付して不適格の旨を通知（別紙4）するものとする。
- 4 入札参加者が、落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。

第15 入札結果の公表

- 1 一般入札（事後型）の入札結果は、落札者の決定後、市庁舎における掲示および鯖江市ホームページ上に掲載等の方法により速やかに公表するものとする。
- 2 入札結果一覧表には、落札者について、落札者であること、入札参加資格が確認されていることおよび落札決定日を表示するものとする。
- 3 不適格となった入札参加者については、不適格とされたことおよびその理由を表示するものとする。

第16 その他 本要領のうち、入札条件等に関わる内容については、あらかじめ公告等において周知するものとする。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙1（電子入札による場合はシステムの様式による。）

年 月 日

入札参加者
（商号・名称 代表者名） 様

鯖江市長

事後審査通知書

下記の調達案件について、入札参加資格の確認を行います。

記

- 1 調 達 案 件 名 称 :
- 2 参加申請書受付開始日時 :
参加申請書受付締切日時 :
- 3 事 後 審 査 対 象 者 :

年 月 日

入札参加者

（商号・名称 代表者名） 様

鯖江市長

入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書

下記の調達案件について、貴殿（貴社）が落札候補者となったので入札参加資格確認申請書等の提出を求めます。

記

- 1 調 達 案 件 名 称 :
- 2 参加申請書受付開始日時 :
参加申請書受付締切日時 :
- 3 入札参加資格確認申請書・・・様式第1号（電子入札システムの場合は不要）
資料：配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等
・・・様式第4号
- 4 提出場所
公告に記載する提出場所（電子入札の場合は電子入札システムにより提出。）
- 5 提出方法
持参による。（電子入札の場合は電子入札システムにより提出。）
- 7 提出部数
1部（電子入札の場合は電子入札システムにより提出。）

別紙3（電子入札による場合はシステムの様式による。）

年 月 日

入札参加者
（商号・名称 代表者名） 様

鯖江市長

落札決定通知書

下記の案件について、貴殿（貴社）が落札者となったので通知します。

記

- 1 調達案件名称 :
- 2 開札日時 :
- 3 落札金額 :

別紙4（電子入札による場合はシステムの様式による。）

年 月 日

入札参加者
（商号・名称 代表者名） 様

鯖江市長

不適合通知書

下記の案件について、貴殿（貴社）は入札参加資格要件を満たしていないことが確認されたので通知します。

記

- 1 調達案件名称 :
- 2 開札日時 :
- 3 入札金額 :
- 4 不適合の理由 :